

「連結納税制度」は大企業のイメージが強いだろうが、最近では中堅・中小企業の活用が増えている。この理由に「損益通算」「グループ経営の強化」「事業承継への備え」などがある。事例を交えて解説する。

(4回連載)

税理士法人 無十
税理士 畑中 孝介



96年(平8)横浜国大経営卒、同年武藤茂夫税理士事務所(現税理士法人無十)入社。TKC全国会中堅・大企業支援研究会会員。経営革新等支援機関。「税務に強い会社は成長する!!」(大蔵財務協会)「企業グループの税務戦略」(TKC出版)など著書多数。

中小・ベンチャー・中小政策

2012年10月に発表された国税庁の「会社標本調査」によると、11年億円以下の中堅・中小企業の連結納税採用企業数は全体で22%増だった。注目すべきは「資本金1億円以下の中堅・中小企業の連結納税の導入の増

ることが鮮明だった。この理由には「損益通算」のメリットが挙げられる。グループ内に赤字

金支払いによる一過性の持ち株会社を設立したいといった場合に、連結赤字の発生が予測される②親会社が過去のリスト納税の損益通算メリットを活用できる可能性があ

これが決して大企業のみが享受すべきメリットではない。中堅・中小企業こそ「弾力的な経営戦略」のために検討すべき課題である。

広がる 連結納税 中小の弾力経営 ①

損益通算

加」。法人数は0・2%減だったが、連結納税採用企業数は36・8%増と大企業の伸び率を上回った。中堅・中小企業にも連結納税が浸透しつつある。仮に赤字会社がない場合でも①近い将来創業者が引退するため、退職

額に有している③新規事業の業績管理のために分社化の予定がある④複数の後継者がいるため、事業分野ごとに分社化を予定している⑤銀行の与信の所得と欠損を相殺でき判断の向上のため赤字事業を切り離して分社化し・損金不算入枠をグループ全体で活用し、税額を軽減できるメリットもある。グループ全体の黒字を活用して繰越欠損金を早期に解消できるため、税効果会計による繰り延べ税金資産計上の可能性が高まり、自己資本比率などを改善できるケースもあり、企業の格付け向上などにつながる。

る。

類似する効果として試験研究費の税額控除や外國税額控除、グループ外の寄附金などの税額控除

繰越欠損金 早期に解消

この理由には「損益通算」のメリットが挙げられる。②親会社が過去のリスト納税の損益通算メリットなどを繰越欠損金を多

連結納税制度は税制上
のメリットを目的に創設
されたのではなく、「企
業の組織再編成を促進す
る、わが国企業の国際競
争力の維持、強化と経済
の構造改革に資する」
(政府税制調査会) ため
に創設された。

広がる 連|結|納|税

編により、オーナー個人による支配を脱して「グループ経営を強化する」ことが求められる。グループ経営の強化に

グループ経営強化

な滞留資金を配当金として吸い上げ、新規事業分野や資金需要の旺盛な子会社などに対し資金を供給できる。長年経営し構成の再編が容易になれる。いったんグループ各社を100%子会社化すると、グルーピ内での再

何らかの理由で含み益の
ある資産をグループの他
社に売却して利益が発生す
しても、法人税での課税は
繰り延べとなるなど
の点がメリットといえ
る。

組織再編し資金効率運用

グループ内での資金の効率化や組織再編の弾力的な実施により、経営上のメリットを得られるところを実感している。こうした数年、銀行の与信判断は単体ベースから連結ベースでの与信判断（状況によっては海外子会社やオーナー個人も含む）にかじを切っており、金融面からも連結経営管理が求められている。

中小・ベンチャーワークス・中小政策



トには「損益通算」「グループ経営の強化」がある。もうひとつは「事業承継への備え」だ。事例で紹介する。

広がる 連|結|納|税

中小の弾力経営 ③

事業承継・事例1

た。念させる体制を構築しき下げられた。B社は四方へ。“モノ”の取引を入のほとんどが受取担当者（会員）へ。B社は四方へ。“モノ”の取引を入のほとんどが受取担当者（会員）へ。

株式移転、保有と経営分離



社内昇格にめぐらかづいたが、後継者は40歳前

後で君く、保有資産も潤沢ではなかつたため、保

式の評価額が数億円に達
しており、オーナー家の
相続税対策も喫緊の課題

と経営の分離を図ることに
だつた。後継者の資金力
では株式の買い取りが難
しいため、基本的にオーナー
一家が株式を保有する
こととした。オーナー一家
はB社の経営に専念し、
後継者はA社の経営に専

は財務体質が強固ため、後継者の個人連帯責任を認めず、保証は免除された。

株式移転制度を採用し、初年度から連結納税枠の適用でできる特例も利用されました。株式移転により記費用も節減ができるといった思いがけないメリットもあった。

事業持ち株会社を設立し、連結納税制度を活用することにより、機動的な資金運用などを図れるようになる。この事例を紹介する。

東京都の情報通信事業A社のグループは、会長が75歳、長男の社長が50歳で、後継者もいた。スマートフォン関連事業が奏功し、グループ各社の業績も急伸していた。一方、業績が伸び、各社の財務基盤も強固だったた

め、株価の評価額が急増し、相続対策の立案が急務だった。また各社は才

足並みをそろえることが求められていた。

当事務所ではこれらの

税理士法人 無十

税理士 畑中 孝介



中小・ベンチャー・中小政策

広がる 連結納税

中小の弾力経営 ④

事業承継・事例2

ナー会社で、個人で株式を保有していた。グループ企業である意識が希薄になることがあり、連携を強化して事業戦略の

規事業分野への投資に活用した。再編によってA社以外の株式が間接保有になり、相続税法上の株式を保有している。A社が親会社であることを明確化

今後の株価の増加の影響

も同様、4割程度削減で

きるといった副次的な効

持ち株会社で連携強化

各社の意識が変化し、意

果もあった。

事業持ち株会社を設立

した事例を紹介したが、

これ以外にも「バットと

グッドの分社（株式分

割）による格付けの向上

と連結納税による損益通

算」「後継者兄弟の所管

事業を分社化（会社分割）」「個人保有の不動産や株式の持株会への移管による節税」という活用事例もある。

攻めのグループ経営を目指している企業は2013年度税制改正の「設備投資促進税制」「商業サービス業等活性化税制」なども含めて積極的に活用することで多くの

メリットを得られる。連

結納税だけではなく、ゲ

ループ法人税、所得税、

相続税などを総合的に考

慮した上で、税制を活用

することが、中堅・中小

企業の経営者にとって重

要だ。（おわり）